

「インド:海外からの外貨建借入(ECB)規制の緩和」

～ 借入れコスト上限の適用を2009年6月まで暫定的に廃止。
統合的なタウン・シップ開発における ECB 利用を認可 ～

三菱東京UFJ銀行
国際企画部 CIB グループ

1月2日、インド政府は、外貨建借入(External Commercial Borrowing:以下 ECB)の借入制限を緩和した。米国発の国際金融混乱の影響による国内経済悪化を軽減し、国内のインフラ整備のための資金調達を促すことが狙い。

今回の規制緩和では、

1. 借入れコストの上限の適用を2009年6月まで暫定的に廃止すること
2. 2007年5月に ECB 利用が廃止されていた「統合的なタウン・シップ(Integrated Township)開発」への ECB の利用を認めること

が打ち出されている。

以下、中銀発表の要旨を記載する。

* 本件はインド準備銀行(=中銀)サイトに詳細が記載されている。

<http://rbi.org.in/Scripts/NotificationUser.aspx> 参照。

* なお、実際の運用については、事前にお取引店にご確認願います。

(2009年1月2日発表分 RBI/2008-09/343 A.P. (DIR Series) Circular No.46)

1. 借入れコスト上限の適用を2009年6月まで暫定的に廃止

国際金融市場における資金調達がタイトになっている現状を勘案し、2008年10月22日、返済期間別の借入れコストの上限が下表の通り引き上げられていた。

今回、この借入れコスト上限の適用を2009年6月まで暫定的に廃止することが発表された。2009年6月に、その後の方針が発表される予定。

【借入コストの上限変更】

	～2008年10月21日	2008年10月22日～ 2009年1月1日	今回 2009年1月2日～
返済期限が3年～5年	ベンチマーク金利 (6か月LIBOR)※ +200bps(上限)	ベンチマーク金利 (6か月LIBOR) +300bps(上限)	2009年6月まで暫定的に借入コストの上限を廃止
返済期限が5年超～7年	ベンチマーク金利 (6か月LIBOR) +350bps(上限)	ベンチマーク金利 (6か月LIBOR) +500bps(上限)	
返済期限が7年超	ベンチマーク金利 (6か月LIBOR) +450bps(上限)		

(出所)インド中銀資料より三菱東京UFJ銀行国際企画部CIBグループ作成

※「ベンチマーク金利(6か月LIBOR)」は、原文では「All-in-Cost ceilings over 6 Months LIBOR」となっている。

2. 統合的なタウン・シップ開発への ECB の利用の認可

中銀は、2007年5月に、それまで認めていた「統合的なタウン・シップ(Integrated Township)開発」への ECB の利用を、認めない方針に転換した。

今回、この規制を緩和し、統合的なタウン・シップ開発への ECB の利用を個別認可(Approval Route)により認める。

統合的なタウン・シップ開発には、住宅・商業施設・ホテル・リゾート・都市開発に加え、道路・橋・大量輸送システム(MRT)の開発も含む。開発エリアの最小単位は 100 エーカーで、2,000 戸規模、10,000 人が居住する規模の都市開発が対象となる。

3. ホテル、病院、ソフト・ウエア分野における ECB 利用を自動認可に

現在、ホテル、病院、ソフト・ウエア分野においては、資本財輸入のために一会計年度当たり 100 百万米ドルまでの ECB 利用が「個別認可ルート」で認められている。今後は、自動認可ルートで認める。

- * 当該上限金利の改定は、個別認可、自動認可ルートの両方に適用される。なお、個別認可の場合、インド準備銀行(以下、中銀)への申請が必要になる。自動認可の場合、申請は必要ないが、中銀にフォームを提出し、ローン登録番号を取得する必要がある。
- * 他のECB規制、例えば自動認可ルートでの年間5億米ドルの上限規制、適格借入人、実態のある貸出人、平均借入期間、期限前返済、既存のECBの借り替え、報告方法などは不変とする。(※注. 資金使途も不変である)
- * 上記1.2.3のECB規制の改定は即日実行された。

本レポートに関するお問い合わせ先: 国際企画部 CIB グループ 北村広明

E-mail: hiroaki_2_kitamura@mufg.jp

TEL:(東京)03-3240-7864

※本レポートは情報の提供を目的に作成したもので、売買の勧誘(当行が提供する商品・サービスの勧誘)を目的としたものではありません。

資料は信頼できると思われるソースを基に作成しておりますが完全性を保証するものではありません。